

<報酬の返還制度>

自己都合により退社した場合、又は当人の責により解雇された場合は、既に支払われた紹介料（「報酬」）のうち次の通りの金員を返還する。

- ：入社後1週間以内：報酬の100%
- ：入社後1ヶ月以内：報酬の70%
- ：入社後2ヶ月以内：報酬の50%
- ：入社後3ヶ月以内：報酬の30%